07

福島県

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

<table>
<tr><th>条例名</th><th>制定年月</th><th>対象者の要件</th><th>対象地域</th><th>事業税</th><th>固定資産税</th><th>不動産取得税</th></tr>
<tr><td rowspan="3">福島県税特別措置条例</td><td rowspan="3">S38.4</td><td>対象施設の取得額の要件は、対象業種、事業者の規模に応じて下表のとおり。
<table>
<tr><th rowspan="2">対象業種</th><th colspan="3">資本金規模</th></tr>
<tr><th>5,000 万円以下（個人を含む）</th><th>5,000 万円超 1 億円以下</th><th>1 億円超</th></tr>
<tr><td>製造業
旅館業</td><td>500 万円以上</td><td>1,000 万円以上※</td><td>2,000 万円以上※</td></tr>
<tr><td>農林水産物等販売業
情報サービス業等</td><td>500 万円以上</td><td colspan="2">500 万円以上※</td></tr>
</table>
※資本金等の規模が 5,000 万円超の事業者については、新増設に係る取得等に限る。</td><td>過疎地域</td><td>○３年間
○課税免除</td><td>○３年間
○課税免除</td><td>○取得時
○課税免除</td></tr>
<tr><td>製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業で対象施設の取得額 2,700 万円超（製造業以外は、増加する雇用者が 15 人を超えるもの）</td><td>原発地域</td><td>○３年間
○不均一課税</td><td>○３年間
○不均一課税</td><td>○取得時
○不均一課税</td></tr>
<tr><td>地域未来投資促進法の促進区域において、県の承認を受けた「承認地域経済牽引事業」について国の確認を</td><td>県内各地域の特性を活用する情報通信機械器具製造業、輸送用機器具製造業、航空宇宙産業、医療福祉機器関連産業、電子デバイス関連産業等の集積を活用した成長ものづく</td><td>地域経済牽引事業促進区域</td><td></td><td></td><td>○取得時
○課税免除</td></tr>
</table>

		受けた事業者	り分野で対象施設の取得額１億円超（農林漁業及びその関連業種は対象施設の取得額5,000万円超）				
		地方活力向上地域特定業務施設整備計画について県の認定を受けた事業者	○移転型【東京２３区から本社機能移転】 ○拡充型【県内本店所在地事業者の本店の新(増)設又は東京２３区以外に本店所在地のある事業者の本社機能移転】 特定業務施設の取得額 2,500 万円以上(中小企業者等 1,000 万円以上) ※特定業務施設とは、事務所(調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他の管理業務部門のいずれか)、研究所、研修所であって重要な役割を担う事業所をいう。	移転型 58 市町村(金山町を除く) 拡充型 56 市町村(西会津町、会津坂下町、金山町を除く)	○３年間 ○不均一課税	○３年間 ○不均一課税	○取得時 ○不均一課税
福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例	H24.7	特定復興産業集積区域内において、ふくしま産業復興投資促進特区等における市町村の指定を受けた事業者	製造業関係（輸送用機械関連産業、電子機械関連産業等)、製造業等施設整備事業、農林水産業関係（農業関連産業等)、観光関連産業関係（宿泊業、飲食店等）など	特定復興産業集積区域	○５年間 ○課税免除	○５年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除

福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例	H25.7	避難解除等区域復興再生推進事業実施計画を作成し県の認定を受けた事業者	避難解除区域の住民の安定的な雇用に資する事業(製造業、運輸業など) 先導的な新産業の創出又は、地域資源を活用した事業(製造業、新エネルギーなど) 生活関連サービス業(卸売業、小売業など) インフラ等復旧事業(建設業など)	避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、認定特定復興再生拠点区域	○５年間 ○課税免除	○５年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
		避難指示の対象となった区域内に平成 23 年 3 月 11 日において事業所が所在していたことについて県の確認を受けた事業者	なし				
福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例	R3.7	新産業創出等推進事業実施計画を作成し県の認定を受けた事業者	福島イノベーション・コースト構想の次の重点６分野に関連する業種 廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙	新産業創出等推進事業促進区域	○５年間 ○課税免除	○５年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関する条例	R3.7	特定事業活動指定事業者事業実施計画を作成し県の指定を受けた事業者	風評被害に関する業種 農林水産関連産業、観光関連産業	県内全域	○５年間 ○課税免除	○５年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除

〈補助金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
ふくしま産業活性化企業立地促進補助金	R2.4	○製造業のうち交付要綱に定める次世代自動車関連産業投資企業及び成長産業投資企業の各関連産業業種 ○旧企業立地促進法第5条に定める指定集積業種のうち製造業及び研究所を設置する業種 ○日本標準産業分類に掲げる道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、航空運輸 業、倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業又は卸売業を営む者が、自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場及び製造業又は小売業を営む者が自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場であって、工場若しくは店舗に併設されていないものを設置	○新設・増設 ○投資額・新規地元雇用者数 ・投資額 1 億円以上 10 億円未満 新規地元雇用者数5人以上 ・投資額 10 億円以上 50 億円未満 新規地元雇用者数 10 人以上 ・投資額 50 億円以上 100 億円未満 新規地元雇用者数 50 人以上 ・投資額 100 億円以上 新規地元雇用者数 100 人以上 ・交付要綱に定める地域活性化等枠の対象となる企業については緩和要件あり	県内全域 ※避難指示地域を除く	・建物取得費 ・設備費	○新設 ・投資額1億円以上10億円未満 10% ・投資額10億円以上50億円未満 15% ・投資額50億円以上 20% ○増設 ・投資額1億円以上10億円未満 5% ・投資額10億円以上 10% ○交付要綱に定める次世代自動車関連産業投資企業及び成長産業投資企業の各関連	1企業につき5億円

		する業種 ○コールセンター、データセンター又はそれに類似している業種				産業業種に該当する企業は5%の補助率上乗せあり	
津波・原子力災害被災地域雇用創出事業立地補助金	H25.5	対象地域内において、下記の対象施設を新増設しようとする民間事業者 1　工場 製造業の用に供される施設 2　物流施設 自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場 3　試験研究施設 製造業を営む者が技術革新の進展に対応した高度な技術を工業製品の開発に利用するための試験又は研究を行う施設 4　コールセンター、データセンターの用に供される施設 コールセンターについてはコールセンター業の用に供される施設、データセンターについては情報サービス業又はインターネット付随サービス業のうちデータセンターの用に供される施設	○新設・増設 ○投資額・新規地元雇用者数 ・投資額 5 千万円以上 1 億円未満 新規地元雇用者数3人以上 ・投資額1億円以上 10 億円未満 新規地元雇用者数5人以上 ・投資額 10 億円以上 20 億円未満 新規地元雇用者数 10 人以上 ・投資額 20 億円以上 30 億円未満 新規地元雇用者数 20 人以上 ・投資額 30 億円以上 40 億円未満 新規地元雇用者数 30 人以上 ・投資額 40 億円以上 50 億円未満 新規地元雇用者数 40 人以上 ・投資額 50 億円以上 60 億円未満 新規地元雇用者数 50 人以上 ・投資額 60 億円以上 70 億円未満 新規地元雇用者数 60 人以上 ・投資額 70 億円以上 80 億円未満 新規地元雇用者数 70 人以上 ・投資額 80 億円以上 90 億円未満	県内の一部地域	・土地取得費 ・土地造成費 ・建物取得費（必須） ・設備費	○津波で甚大な被害を受けた市町村（避難指示区域等を除く） ・補助率 1/2から1/6 （大企業 1/3から1/8） ○県内全域（上記を除く） ・補助率 1/3から1/8 （大企業 1/4から1/8）	1 企業につき原則 30 億円

		5　東日本大震災復興特別区域法に規定する認定復興推進計画に基づく施設であり、立地する県の知事が特に認める施設であって、基金設置法人が認める施設	新規地元雇用者数 80 人以上 ・投資額 90 億円以上 100 億円未満 新規地元雇用者数 90 人以上 ・投資額 100 億円以上 新規地元雇用者数 100 人以上				
自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等支援事業）	H28.7	対象地域内において、下記の対象施設を新増設しようとする民間事業者 1　工場 製造業の用に供される施設 2　物流施設 道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、航空運輸業、倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業又は卸売業を営む者が、自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場及び製造業又は小売業を営む者が自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場であって、工場若しくは店舗に併設されていない施設 3　試験研究施設 製造業を営む者が技術革新の進展に対応した高度な技術を工業	○新設・増設 ○投資額・新規地元雇用者数 ・投資額 3 千万円以上 5 千万円未満 新規地元雇用者数2人以上 ・投資額 5 千万円以上 1 億円未満 新規地元雇用者数3人以上 ・投資額1億円以上 10 億円未満 新規地元雇用者数5人以上 ・投資額 10 億円以上 20 億円未満 新規地元雇用者数 10 人以上 ・投資額 20 億円以上 30 億円未満 新規地元雇用者数 20 人以上 ・投資額 30 億円以上 40 億円未満 新規地元雇用者数 30 人以上 ・投資額 40 億円以上 50 億円未満 新規地元雇用者数 40 人以上 ・投資額 50 億円以上 60 億円未満 新規地元雇用者数 50 人以上 ・投資額 60 億円以上 70 億円未満	・避難指示解除後３年以内の避難指示解除区域、認定特定復興再生拠点区域、避難指示解除区域等	・土地取得費 ・土地造成費 ・建物取得費 ・設備費	①避難指示解除後３年以内の避難指示解除区域、認定特定復興再生拠点区域 ・補助率 3/4以内 （大企業 2/3以内） ②避難解除区域の一部（上記①を除く） ・補助率 2/3以内 （大企業 1/2以内） ③避難解除区域の一部（上記①、②を除く） ・補助率 3/5以内 （大企業 2/5以内）	1企業につき原則 30 億円

		製品の開発に利用するための試験又は研究を行う施設及び日本標準産業分類に掲げる自然科学研究所 4　コールセンター、データセンターの用に供される施設 　コールセンターについてはコールセンター業の用に供される施設、データセンターについては情報サービス業又はインターネット付随サービス業のうちデータセンターの用に供される施設 5　店舗 　卸売業、小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、又はインターネット付随サービス業のうちデータセンターの用に供される施設 6　宿泊施設 　宿泊業の用に供される施設のうち、認定復興推進計画その他市町村が策定する計画に沿ったものとして市町村長が作成する「市町村復興計画等確認書」が申請書に添付され、かつ、第三者委員会が創	新規地元雇用者数 60 人以上 ・投資額 70 億円以上 80 億円未満 新規地元雇用者数 70 人以上 ・投資額 80 億円以上 90 億円未満 新規地元雇用者数 80 人以上 ・投資額 90 億円以上 100 億円未満 新規地元雇用者数 90 人以上 ・投資額 100 億円以上 新規地元雇用者数 100 人以上				

		業後10年以上の経営の継続が見込まれると判断する施設 7　植物工場、陸上養殖施設 　植物工場については日本標準産業分類に掲げる耕種農業において、屋内で植物の生育環境（光、温度、湿度、CO2濃度、養分、水分など）を制御して栽培を行う施設園芸のうち、一定の気密性を保持した施設内で、環境及び生育のモニタリングに基づく高度な環境制御と生育予測等を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培を行う事業の用に供される施設 　陸上養殖施設については日本標準産業分類に掲げる水産養殖業のうち、陸上の屋内において、デジタル技術を用いての水産動植物の状態や飼育環境等の管理、最適化を図り、生産量や成長の速度、出荷時期の調整等の人工的管理により効率的・計画的に行われる養殖事業の用に供される施設 8　社宅					

		上記1～6の施設（既に存在する施設を含む。以下「工場等」という。）に付帯する5戸以上の社宅であって、工場等が立地する市町村に立地する施設 9 機械設備 上記1～4の施設で行う事業の用に供される機械設備 10 知事特認施設 認定復興推進計画に基づく施設であって、福島県知事が特に認める施設であり、かつ基金設置法人が認める施設					
自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（地域経済効果立地支援事業） 1 福島国際研究都市構想（以下「イノベ構想」という。）の重点推進分野に資する事業	R4.4	対象地域内において、イノベ構想の重点推進分野（①廃炉②ロボット・ドローン③エネルギー・環境・リサイクル④農林水産業⑤医療関連⑥航空宇宙）に資する事業を行うため、対象施設を新増設しようとする民間事業者 1 全産業の施設 全ての産業の施設・設備（下記2～4を除く） 2 店舗 卸売業、小売業、飲食店、持ち帰	○新設・増設 ○投資額・新規地元雇用者数 ・投資額3千万円以上5千万円未満 新規地元雇用者数1人以上 ・投資額5千万円以上1億円未満 新規地元雇用者数2人以上 ・投資額1億円以上10億円未満 新規地元雇用者数3人以上 ・投資額10億円以上20億円未満 新規地元雇用者数5人以上 ・投資額20億円以上30億円未満	・避難指示解除後3年以内の避難指示解除区域、認定特定復興再生拠点区域、避難指示解除区域等、浜通り等15市町村のう	・土地取得費 ・土地造成費 ・建物取得費 ・設備費	①避難指示解除後3年以内の避難指示解除区域、認定特定復興再生拠点区域 ・補助率 4/5以内 （大企業 3/4以内） ②避難解除区域の一部（上記①を除く） ・補助率 3/4以内 （大企業 2/3以内） ③避難解除区域の一部	1企業につき原則30億円

		り・配達飲食サービス業、又はインターネット付随サービス業のうちデータセンターの用に供される施設 3　宿泊施設 宿泊業の用に供される施設のうち、認定復興推進計画その他市町村が策定する計画に沿ったものとして市町村長が作成する「市町村復興計画等確認書」が申請書に添付され、かつ、第三者委員会が創業後10年以上の経営の継続が見込まれると判断する施設 4　社宅 上記1～6の施設（既に存在する施設を含む。以下「工場等」という。）に付帯する5戸以上の社宅であって、工場等が立地する市町村に立地する施設 5　機械設備 上記1の施設で行う事業の用に供される機械設備	新規地元雇用者数 10 人以上 ・投資額 30 億円以上 40 億円未満 新規地元雇用者数 15 人以上 ・投資額 40 億円以上 50 億円未満 新規地元雇用者数 20 人以上 ・投資額 50 億円以上 60 億円未満 新規地元雇用者数 25 人以上 ・投資額 60 億円以上 70 億円未満 新規地元雇用者数 30 人以上 ・投資額 70 億円以上 80 億円未満 新規地元雇用者数 35 人以上 ・投資額 80 億円以上 90 億円未満 新規地元雇用者数 40 人以上 ・投資額 90 億円以上 100 億円未満 新規地元雇用者数 45 人以上 ・投資額 100 億円以上 新規地元雇用者数 50 人以上 ○地域経済効果要件 1　付加価値額の増加 補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度を基準とし、その翌年からの3年間、付加価値額において年平均5．0％以上の増加を達成すること。	ち避難指示のなかった区域		（上記①、②を除く） ・補助率 2/3以内 （大企業 1/2以内） ④浜通り等15市町村のうち避難指示のなかった区域 ・補助率 1/2以内 （大企業 1/3以内）	

			2　避難指示区域等に立地する企業との取引額 補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度より5年間、避難指示区域等に本店の所在する事業者と補助対象施設における事業に係る取引を行い、一定の取引額を5年間の年平均で達成すること（取引額は、立地地域・投下固定資産額によって異なる）。				
自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（地域経済効果立地支援事業） 2　避難指示区域等における住民の自立・帰還や産業立地の促進等に資する事業	R4.4	対象地域内において、避難指示区域等における住民の自立・帰還や産業立地の促進等に資する事業を行うため、対象施設を新増設しようとする民間事業者 1　全産業の施設 全ての産業の施設・設備（下記2～4を除く） 2　店舗 卸売業、小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、又はインターネット付随サービス業のうちデータセンターの用に供される施設	○新設・増設 ○投資額・新規地元雇用者数 ・投資額 3 千万円以上 5 千万円未満 新規地元雇用者数1人以上 ・投資額 5 千万円以上 1 億円未満 新規地元雇用者数2人以上 ・投資額1億円以上 10 億円未満 新規地元雇用者数3人以上 ・投資額 10 億円以上 20 億円未満 新規地元雇用者数5人以上 ・投資額 20 億円以上 30 億円未満 新規地元雇用者数 10 人以上 ・投資額 30 億円以上 40 億円未満	・避難指示解除後３年以内の避難指示解除区域、認定特定復興再生拠点区域、避難指示解除区域等	・土地取得費 ・土地造成費 ・建物取得費 ・設備費	①避難指示解除後３年以内の避難指示解除区域、認定特定復興再生拠点区域 ・補助率 3/4以内 （大企業 2/3以内） ②避難解除区域の一部（上記①を除く） ・補助率 2/3以内 （大企業 1/2以内） ③避難解除区域の一部（上記①、②を除く） ・補助率 3/5以内	1企業につき原則 30 億円

		3　宿泊施設 宿泊業の用に供される施設のうち、認定復興推進計画その他市町村が策定する計画に沿ったものとして市町村長が作成する「市町村復興計画等確認書」が申請書に添付され、かつ、第三者委員会が創業後10年以上の経営の継続が見込まれると判断する施設 4　社宅 上記1～6の施設（既に存在する施設を含む。以下「工場等」という。）に付帯する5戸以上の社宅であって、工場等が立地する市町村に立地する施設 5　機械設備 上記1の施設で行う事業の用に供される機械設備	新規地元雇用者数 15 人以上 ・投資額 40 億円以上 50 億円未満 新規地元雇用者数 20 人以上 ・投資額 50 億円以上 60 億円未満 新規地元雇用者数 25 人以上 ・投資額 60 億円以上 70 億円未満 新規地元雇用者数 30 人以上 ・投資額 70 億円以上 80 億円未満 新規地元雇用者数 35 人以上 ・投資額 80 億円以上 90 億円未満 新規地元雇用者数 40 人以上 ・投資額 90 億円以上 100 億円未満 新規地元雇用者数 45 人以上 ・投資額 100 億円以上 新規地元雇用者数 50 人以上 〇地域経済効果要件 1　付加価値額の増加 補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度を基準とし、その翌年からの3年間、付加価値額において年平均5．0％以上の増加を達成すること。 2　避難指示区域等に立地する企業との取引額			（大企業 2/5以内）	

			補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度より5年間、避難指示区域等に本店の所在する事業者と補助対象施設における事業に係る取引を行い、一定の取引額を5年間の年平均で達成すること(取引額は、立地地域・投下固定資産額によって異なる)。				
福島県工業団地等分譲促進補助金	R3.10	福島県が分譲する工業団地を購入し、新規に立地する企業	対象団地の土地売買契約を締結したもので、契約書に定める土地代金を納入し、契約書に定める指定用途に供すべき時期までに工場等を建設したもの	○いわき四倉中核工業団地 ○新白河ビジネスパーク ○田村西部工業団地 ○工業の森・新白河A工区	工場等の建築費	建築費若しくは土地代金に5%を乗じた額のうち、いずれか低い額 (10 万円未満切り捨て)	左記と同じ
ICTオフィス立地促進事業	H31.1	県内におけるICT関連産業の集積を通じ、産業基盤の強化、雇用の創出及び交流人口の拡大を図るため、県内に事業所等を設置するICT企業等	○地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者であること ○事業活動を継続して 5 年以上行うことが見込まれる事業所 ○採用日の前日に県内に住所を有し	県内全域	○運営費 または ○初期費用 いずれかを選択	○運営費 ・通信費、地代家賃、賃借料等 ・補助率 1/2 以内 ○初期費用	○運営費: 上限 100 万円×3年 ○初期費用 上限 300 万

			ていた者を事業所の常用労働者として補助事業者が原則として1名以上雇用すること			・改装費、設備費、備品購入費等 ・補助率1/2以内	円（本社機能移転の場合は500万円）